

第 1 1 回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 4 年 1 1 月 2 9 日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人 11番 富井 保徳 委員 12番 黒木 良昭 委員	
開催時間 開会 PM 15:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和 4 年第 11 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、7 番柳田隆喜委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は 13 名 であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委 員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	<挨拶> それでは日程表に従いまして、令和 4 年第 11 回総会を進行していきます。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。11 番富井保徳委員、12 番黒木良昭委員、よろしく願いします。 続いて日程第 2、会期の日程は、令和 4 年 11 月 29 日、本日 1 日といたします がよろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。 それでは日程第 3、議案審議に移ります。 議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由 説明を求めます。
局長	2 ページをお開きください。議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認

を求める。令和4年11月29日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号108番から110番の3件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は108番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の56歳の方。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の91歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字牛山、田畑あわせて7筆、2,820㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、そばと芋を作付けするということでありませす。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地のみの12,513㎡。家畜はありません。家族総数4名の労力4名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5番、中田です。鬼神野の牛山地区は、以前は戸数が8戸あったんですが、現在は3戸と少なくなっています。そのうちの1戸が譲渡人で、現在老人ホームに入所しており農地の管理ができないことから、譲受人に話があったようです。譲受人は元町議であり、まだ若く問題ありません。対価は少し高いように感じますが、双方で話し合った結果だそうですので、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号108番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号108番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号109番と110番ですが、譲渡人が同一でありますので同時に説明をおねがいします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号109番と110番ですが、譲渡人が同一でありますので、あわせて説明いたします。

申請人の譲渡人が、延岡市の78歳の方、熊本県の45歳の方、神奈川県の方で、法定相続で同一持ち分3分の1ずつ共有の農地となっております。

受付番号 109 番。譲受人が、美郷町西郷田代の 78 歳の方です。申請地は、西郷田代字奥ノ畑他、田 3 筆、529 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は保全管理となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地のみ 19,133 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。

受付番号 110 番。譲受人が、美郷町西郷田代の 79 歳の方です。申請地は、西郷田代字川頭他、田 2 筆と畑 2 筆、2,575 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲と保全管理となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 3,306 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。

この案件については、譲渡人が他所にいて管理ができないため、この話が持ち上がったということです。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。譲渡人の 3 名で共同で管理をしてきたそうですが、高齢になり管理も出来なくなってきたので売買の話になり、今回成立したと聞いております。109 番と 110 番の譲受人ですが、2 人とも高齢ではありますが、非常に元気で闊達で意欲のある方です。110 番の譲受人については、現在まで申請地を借りて耕作をしていたため、この売買になったと聞いております。大きな問題はないと考えておりますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 109 番と 110 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 109 番と 110 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 32 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

8 ページをお開きください。議案第 32 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 4 年 11

月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 111 番から 114 番までの 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。なお、この議案第 32 号については、林田会長が利用権の設定人となっている為、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。このことから議長については、規則上会長代理の中田辰美委員にお願いしたいと思っております。

〈林田寿利会長、退席〉

〈中田会長代理、議長席へ〉

では、中田会長代理よろしく申し上げます。

議長代理

それでは、受付番号 111 番から 114 番については、利用権の設定を受ける者が同一であるため、同時に説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号 111 番から 114 番については、設定を受ける者が同一のため、あわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 69 歳の方です。

受付番号 111 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 83 歳の方です。申請地は、西郷田代字上ノ原他、田 3 筆、3,981 m²であります。

受付番号 112 番、利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。申請地は、西郷田代字里道他、田 3 筆、2,624 m²であります。

受付番号 113 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 88 歳の方です。申請地は、西郷田代字上ノ小川他、田 6 筆、5,645 m²であります。

受付番号 114 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 89 歳の方です。申請地は、西郷田代字小川田、田 4 筆、3,951 m²であります。

4 件の合計 16 筆、16,201 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 23,930 m²。家族総数 3 名の労力 2 名。利用権設定区分はすべて継続となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長代理

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。ただ今事務局から説明があったとおりです。111 番の設定する者は、体調が悪く管理ができないため。112 番の設定する者は、女 1 人で農作業は無理であるため。113 番と 114 番の設定する者は、2 人とも施設に入っており、子供たちも町外に住んでいるため耕作ができないためということです。そのことから 4 件とも 10 年以上農地を預けております。申請地は広範囲に広がっています

が、継続案件で今まで何の問題もないということです。ご審議よろしく申し上げます。

議長代理

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 111 番から 114 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 111 番から 114 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終了しましたので、林田会長を呼び戻してください。

〈中田会長代理、自席へ〉

〈林田会長、議長席へ〉

議長

中田委員、ありがとうございました。
続きまして、報告第 11 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。報告第 11 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 4 年 11 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

13 ページをお開きください。農地改良届出書について説明します。内容は 80 cm 程盛土を行った嵩上げになります。理由は、常に湧水が多く耕作が困難であったため、河川の堆積土砂で嵩上げをおこない、生産性の向上を図りたいということです。盛土の種類は、五十鈴川の堆積土砂を使用。土地の所在は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 2 筆、663 m²になります。工事予定年月日は、令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 20 日となっています。14 ページが地籍集成図、15 ページが隣地同意書、16 ページが現況写真になります。以上です。

議長

農地改良届の報告について、事務局の説明が終わりました。
それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和4年第11回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 富井 保徳

美郷町農業委員会 委員 黒木 良昭

